

令和2年第2回
美唄市議会定例会会議録
令和2年6月15日(月曜日)
午前10時00分 開議

都市整備部長 米澤 勝君
市立美唄病院事務局長 今澤 清隆君
消 防 長 相馬 一司君
総務部総務課長 平野 太一君
総務部総務課長補佐 高橋 修也君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 令和2年度美唄市一般会計補正予算
(第5号)の件
第3 一般質問

教育委員会教育長 天野 政俊君
教育委員会教育部長 阿部 良雄君

選挙管理委員会委員長 高田 豊君
選挙管理委員会事務局長 日下 聡君

◎出席議員(14名)

議長 金子 義彦君
副議長 桜井 龍雄君
1番 伊藤 真久君
2番 森 明人君
3番 齋藤 久美夫君
4番 山上 他美夫君
5番 山崎 一広君
6番 川上 美樹君
7番 楠 徹也君
8番 松山 教宗君
9番 本郷 幸治君
10番 紫藤 政則君
12番 谷村 知重君
13番 小関 勝教君

農業委員会会長 今田 邦彦君
農業委員会事務局長 高田 裕二君

監査委員 後藤 樹人君
監査事務局長 根布 忠幸君

◎事務局職員出席者

事務局 局長 村谷 昌春君
次 長 門田 昌之君

午前10時00分 開議

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3番 齊藤久美夫議員

4番 山上他美夫議員
を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に、日程の第2、議案第61号、令和2年度美唄市一般会計補正予算

◎出席説明員

市 長 板東 知文君
副 市 長 市川 厚記君
総 務 部 長 猪谷 憲恭君
市 民 部 長 松田 公史君
保健福祉部長兼福祉事務局長 高橋 英雄君
経 済 部 長 東 貴弘君

(第5号)を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長板東知文君(登壇) ただいま、上程されました、議案第61号、令和2年度美唄市一般会計補正予算(第5号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条、歳入歳出予算について、補正しようとするものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ2,931万円を増額補正し、補正後の予算総額を186億8,184万2,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、民生費に新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保育所等に配布するマスク、手指消毒液及び空気清浄機を購入する、保育環境改善等事業、また、新型コロナウイルス感染症の影響による、子育て負担の増加や収入の減少に対応するため、ひとり親世帯を対象に支援を行う、ひとり親世帯臨時特別給付金支援事業を、それぞれ計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金を増額補正し、財源対応をいたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま、提案理由の説明がありました、議案第61号については大綱質疑にとどめ、予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第61号について、大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第61号は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたします。

●議長金子義彦君 次に、日程の第3、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

10番紫藤政則議員。

●10番紫藤政則議員(登壇) 私は、本定例会におきまして、大きく2つの項目について市長、並びに教育長にお尋ねします。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。日本全国を吹き荒れるコロナ禍は、政府や北海道の緊急事態宣言解除後も感染拡大は続き、未だ収束の見通しは見えていません。この間、感染防止対策をかわきりに、市民の暮らしや命を守る取り組みに奮闘されてきた板東市長はじめ、関係者の皆さんの取り組みに敬意を表しますとともに、市議会としても一機関としての役割を果たし、困難に直面している市民の皆さんとともにあるという連帯の姿を示すことが肝要である、このように認識をしております。

具体的な質問に入ります。感染防止対策について伺います。自主隔離用施設の確保についてであります。この施設につきましては、発熱などの風邪の症状のある方が、自宅での経過観察となった場合に、一時滞在できる施

設と承知をしています。本市では、3月末に1名の感染者が出て以来、新たな感染者は出ていませんが、今から対策を講じておく必要がある施設だと考えています。市の公共施設の有効活用を図ることで、可能な対策でありますし、近隣の先進事例もございますので、是非、お取り組みいただきますよう、考えをお伺いするものであります。

次に、特別定額給付金の給付状況と課題についてであります。過日の一般質問で、概ね理解はできました。重複をする内容で恐縮ですが、最近の状況と課題についてでございます。市民に申請書が届いているのか、DVで避難していて住民票を移していない人、そもそも今現在、どこに住んでいるかわからない人、また、住所地はあっても、入院等で住宅が離れている人、要するに、権利があっても申請手続きをすることができない方々に対して、市は、どのように対応しようとしているのか。私は、地域の自治組織や民生委員さんなど、地域事情に明るい方と情報を共有して、1人の漏れもなく、この10万円の給付が行き届くように取り組むべきだろうと考えておりますが、そのことについて、お答えをいただきたいと思っております。

コロナ禍の3つ目の質問でございますが、市内の雇用、就業状況とその影響でございます。特に影響が大きいとされています、観光・宿泊・飲食サービス・配送業、これらは美唄にも数多くあるわけでありまして。今現在の業種別、形態別の雇用状況、正規の職員、非正規の従業員は、どういう雇用状況であるのか。その現状について、お知らせいただきたいのが1つであります。

2つ目は、雇用、就業状況の変化についてであります。新聞報道では、厳しい雇用状況について連日のように報道をされています。美唄のデータはどうなっているのか。有効求人倍率、求職、求人数、休業を余儀なくされている方々、解雇や雇い止めをされた方々、これらの方々の実態について、お知らせいただきたいと思っております。

1項目目の4番目ではありますが、生活に困っている市民への支援策についてであります。コロナ禍による失業や収入減で、生活困窮状態にある市民への対策はどのように行われているのかという進捗状況。さらに、この生活の困窮の最後のセーフティーネットは、ご案内のとおり、生活保護の受給であります。この生活保護業務、そして、自立を促すために制度として定着をしています、生活困窮者支援制度、これらの対応について、どのような状況になっているのか、お知らせいただきたいと思っております。

大きな項目の2つ目は、不起訴処分と公の施設の指定管理者制度等についてであります。最初に不起訴処分について、お尋ねをいたします。私は、この不起訴という報に接しまして、心から本当によかったという気持ちになりました。この2年3ヶ月余り、当事者、そして、ご家族のご心痛、思いをいたしたところでございます。何ら寄り添うことができなかったという思いとあわせて、この結果を受けて、市教育委員会として、この処分をどう受け止めていたか。あわせて、この処分の理由が示されると思っております。不起訴でも、その判断がございました。それらの処分理由をどのように承知をしていらっしゃるでしょうか。あわ

せて、今後このことを受けて、どう対応なさるのか、市教委としての考え方をお尋ねするしだいであります。

大綱2つ目の、問題2つ目の(2)でございますが、指定管理者候補の選定手続についてであります。これらは、この補助金の不正受給に関わる不起訴処分、私は切り離せない内容があると考えておりまして、あえて、この問題を取り上げてみました。2018年、平成30年11月5日に市民会館、公民館等の指定管理者の候補の選定通知が、それぞれ出されました。教育長からの文章と承知をしています。さて、この選定手続につきましては、数回の選定委員会をもちまして、選定作業を進めた結果の数値であります。この通知が、はたして必要なかどうかということとはちょっと疑義がありますが、そのことはおいといて、この中で、第3回選定委員会の会議録を見ますと、この配点の仕方についての議論を一定程度、選定委員会でしまして、そして、その配点の方向について決めたくだりがあります。これは、平たく言いますと、お金に関わる収支計画の部分であります。これは、今まで行ってきた配点と違いまして、最初から、金額で決めようということは、意思統一されています。具体的な内容は、ここに書いていますが、ここには、審査評価表の7番目の項目で、市民会館について、あらかじめ事務局でこの部分に点数をいれておいてくれればありがたいということに合わせて、安い順から30点、25点、20点と、事前に審査評価表のしかるべき書類に、点数を入れておいてくれという、こういうくだりがあるわけです。はい、わかりましたと事務局がそのことを受

けまして、第4回二次審査では、点数がそれぞれ入れられたわけです。他にもありますけれども、私はこのことに絞って申し上げますが、選定委員会の評点の扱いについてはルールがありまして、選定基準表というのが定められていて、その中に、この申請された業者がふさわしいのか、どの業者が一番、市民会館、公民館の施設の管理運営に適当な団体なのかということを決めるわけでありまして、それは、この評価点によるわけです。そして、重要視している収支計画であります。一番金額の安いところ、要は経費の縮減ができるところは30点、2番目が25点、3番目が20点ということを決めてしまっていて、表に入れ込んだわけです。選定基準には細項目がありまして、この収支計画のうち、1つは20点、1つは10点、あわせて100点の内、30点が配分の枠なんですけれども、これらの枠の考え方も無視をされているわけです。あわせて、最初から固定して評点を事前談合で入れ込むというのは、選定委員の自主性、主体性、これらを拘束するものであります。私は、他市の選定委員会の選定委員長さんを経験された方、弁護士さんであります。この方とも、選定、そして配点のあり方が正しいのかということをお尋ねをいたしました。そうすると、弁護士先生は「あり得ないやり方ですね。」とおっしゃられました。ただ、法律に書いていませんが、選定委員会というのは、町のいわば、附属機関、調査機関、下審査機関と言いますが、意思決定機関ではないわけでありまして、そこに、一定の枠をはめ込むというのは、これはいかがでしょうかというよりも、

信じられませんというお話でございます。私は、この指定管理者制度の選定手続に関しては、経験もございませんし、識見もありませんが、はたして、この2018年11月5日に通知があった選定結果に至る選定手続に誤りなかったのか、私は、問題があるのではなからうかと思うわけですが、お考えをお示しいただきたいと思えます。

次に、3つ目ですが、公文書の一部公開決定についてであります。私は、この壇上に立つということ、まだ思いもしない時期でありましたが、新聞報道から、なぜNPO法人であり、文化団体を束ねる文化協会が選定から外れたのか。さらには、その後の告訴事件を見て、これは内容を市民として明らかにしなければならぬという思いにかられました。公文書の公開条例、個人情報保護条例と一緒にありますが、それに基づいて、選定委員会の選定にあたって、議論をした会議録と、そして、その資料のすべてを情報公開請求をしたわけです。先ほど一部、ご紹介したのは公開があった部分、しかし、これらは、当初の公開請求では黒塗りであり、わかりません。それから、最終的にどういう内容で、点数が配分をされて、どこに決まったかという一覧表も明らかにされていませんでした。市民には分からない中での選定手続でありました。結果として、市長が変わり、教育長が変わり、長い時間かかりましたけれども、今年の3月2日付けで、行政処分が取り消されました。一部公開決定が取り消されて、そして新たな情報が解除された、それが、この厚い内容であります。いわゆる、行政処分の取り消しであり、この行政処分の取り消しという事は、

最初にあった行政処分に問題があるから、取り消したわけであります。このことについて、どのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

最後であります、不服申立裁定について、お尋ねをいたします。最初の情報を公開請求の内容が、いわゆる、私が昔いただいた弁当、のり弁と言われていまして、真っ黒け、側だけ白いのが残る弁当見ましたら、そんな状況のものばかりで、不服である。そこで、条例に基づきまして、不服申し立てをいたしました。あわせて、その裁定がなかなか下りず、手続きで意見を述べさせてください、意見陳述の場を確保させてくださいと申し上げました。しかし、必要ないとはねられたわけであります。この不服審査手続に、問題はなかったのか、あったのか。どういう認識をお持ちなのかお答えをいただきたいと思えます。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染防止対策についてであります、自主隔離用施設の確保につきましては、感染拡大防止と家族の不安解消につながるものと考えますことから、その設置、運用につきましては、美唄市多目的宿泊施設トマーレびばいの活用を考えているところであります。

次に、特別定額給付金についてであります、はじめに、給付金の申請状況につきましては、給付対象世帯数1万1,395世帯に対し、6月10日現在において、1万830世帯から申請を受けており、申請率は95.0パーセントとなっております。

次に、給付金の給付状況につきましては、6月11日現在において、1万468世帯に対して、給付をしたところであり、給付額は19億5,120万円給付率は世帯数で申し上げますと、91.9パーセントとなっております。

次に、申請書の未送達の状態につきましては、住所不明による未送達が52件あったところではありますが、そのうち、本人や親類等からの申し出により、34件について住所が判明しており、今後さらに、現地確認などにより、その解消に努めてまいります。

次に、配偶者からの暴力を理由に、避難をしている方につきましては、国の実施要領に基づき、現在居住している市町村に必要な書類を提出していただくことで、住民票を移していない場合でも、給付金を受給することが可能とされております。

次に、申請をされていない方への対応につきましては、6月10日現在の対象世帯の約5パーセントにあたる、565世帯が未申請となっております。今後、その解消に向けては、地域の実状をよく把握されている市内各地区の民生児童委員の方々などと連携し、ご協力をお願いするとともに、広報誌メロディー及び市ホームページなどにより、期限までの申請を促してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、1日でも早く、市民の皆様へ特別定額給付金をお届けするため、7月末までの給付率100パーセントを目指して、努力してまいります。

次に、業種別・形態別雇用者数の現状についてであります。平成27年度の国勢調査で申し上げますと、業種別就業者数は、第1次産業では農業などで1,436人、第2次産業で

は建設業で1,067人、製造業で1,003人、その他で27人、第3次産業では医療及び福祉で1,631人、宿泊・飲食及びサービス業で1,112人、卸売業及び小売業で1,094人、公務で646人、その他で2,031人、合計で1万47人となっております。また、雇用形態別就業者数は、正職員4,574人、派遣職員191人、パート2,653人、役員466人、事業主1,171人、家族従業者等992人、合計1万47人となっております。

次に、本市における雇用・就業状況の変化につきましては、求人者数は、本年4月が285人、前年同月が391人で、106人の減、求職者数は本年4月が299人、前年同月が296人で、3人の増となっております。この結果により、有効求人倍率は、本年4月で0.95となり、前年同月の1.32から0.37ポイントの減となったことから、3年1か月ぶりに、1.0を下回るなど、新型コロナウイルス感染症による影響が大きくなっております。

次に、市内の事業所の休業につきましては、美唄ホテルスエヒロが、4月より現在まで休業が続いているところでもあります。また、従業員の解雇につきましては、5月に商工会議所が実施したアンケート調査結果で申し上げますと、2社が一部解雇を行ったと承知しております。こうしたことから、市としましては、ハローワークや商工会議所、関係機関、団体などと連携し、現状についてしっかりと把握して、適時適切な施策を講じてまいりたいと考えております。

次に、生活に困っている市民への支援策についてであります。生活困窮者の自立支援制度や生活福祉資金制度の給付、貸付の活用、さらには、生活保護制度に基づく生活支援の

対応に努めているところであります。これらの制度のうち、生活困窮者の自立支援制度につきましては、失業や離職により、住居を失う恐れがある困窮者に対しまして、家賃の一部を給付する、住居確保給付金が、休業等で減収となった方も支給対象となった他、生活福祉資金は特例貸付として、貸付や償還の条件が緩和されたところであり、5月15日付けで発行の広報紙メロディー臨時号に支援内容を掲載した他、市ホームページにおいても、各種の生活支援策のお知らせの中で、市民の皆様への周知に努めているところであります。

次に、本市における生活困窮者関連の相談対応の状況につきましては、市への相談は、5月末時点で15件となっております。内訳としましては、はじめに、住居確保に関する相談が5件で、うち1件が支給申請となり、支給を決定しております。次に、生活保護に関する相談が1件で、この1件が申請となり、生活保護の適用となっております。次に、生活福祉資金に関する相談が5件で、緊急小口資金の相談窓口である、美唄市社会福祉協議会におつなぎし、いずれも、貸付決定となったと報告を受けているところであります。また、残る4件のうち、2件について状況をお伺いしたところ、休業手当等の経済支援の可能性が高いことから、ハローワークにおつなぎしたところであり、その他2件は、各種制度に関してのご相談でありました。今後におきましても、生活相談の委託事業者と連携し、地域や民生児童委員、関係機関等からも情報をいただきながら、各種制度利用の周知と勧奨に努めてまいります。また、美唄市社会福祉協議会とも、さらに情報共有を図り、生活

困窮者の課題解消と生活再建につなげてまいります。

次に、指定管理者候補の選定手続についてであります。当時の、市民会館及び公民館の指定管理者候補の選定にあたっては、収支計画に関する項目の採点について、選定委員会で協議を行い、申請3団体から提案された、指定管理委託料の低い順から、あらかじめ30点満点中30点、25点、20点と3区分に配点を固定したところであります。基本的には、あらかじめ点数を固定せずにプレゼンテーションを受け、各選定委員において、収支計画を総合的に判断して、採点を行うことが適切であったと考えております。

次に、公文書一部公開決定についてであります。平成30年11月22日付けで公文書の情報公開請求を受け、平成30年12月5日に当該公文書の大部分を非公開とした、行政処分を行った結果、令和元年11月12日付けで、本市を被告とした、「公文書の一部公開決定取消請求事件」の訴状の送達があったところあります。市といたしましては、行政の透明性を確保するため、原則公文書については、情報公開すべきものであることから、本市の代理人弁護士と協議をした上で、令和2年3月2日付けで、当初の行政処分を取り消し、美唄市情報公開条例第9条の規定に基づき、非公開情報を除き、情報の公開を決定したものであります。市としましては、市の保有する情報は、市民の共有財産であるという認識に基づき、今後とも市民が広く市政に関する、知る権利を保障するとともに、説明責任をしっかりと果たして参りたいと考えております。

次に、不服申立裁定についてであります。

令和元年5月26日付けで、不服申立人から、美唄市情報公開・個人情報保護審査会において、意見表明の機会の確保を願いたい旨の文書が提出され、同年5月27日開催の審査会において、事務局から文書の写しを配布し、説明いたしました。当時の審査会においては、出席を求める意見がなかったと承知しております。今後におきましては、審査会に対しまして、条例の趣旨や案件の十分な説明に努めて参りたいと考えております。

●議長金子義彦君 教育長。

●教育長天野政俊君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えいたします。

はじめに、不起訴処分についてでございますが、平成30年7月11日付けで、札幌方面美唄警察署長宛に告訴状を提出してございましたが、令和2年5月28日付けで、札幌地方検察庁岩見沢支部から、不起訴処分とした旨の通知があったところです。私といたしましては、この処分の決定を重く受け止め、当事者のお二人に対し、6月9日に個別の面会を申し入れ、これまでの経過等をご説明させていただくとともに、教育委員会は告訴したことにより、精神的な苦痛や多大なご負担をおかけしたこと、また、ご家族にもご迷惑をおかけしたことについて、深くお詫びを申し上げたところでございます。また、市民の皆様や関係団体の皆様に対しましても、お詫び申し上げます。

次に、教育委員会の対応といたしましては、6月2日に札幌地方検察庁岩見沢支部に対して、不起訴処分の理由について、お聞きしたところ、文書で送付する旨の回答をいただき、6月3日付けで、道央支部から不起訴処分理

由告知書の送付を受けました。不起訴処分の理由については、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分な時に適用される、嫌疑不十分となっていたところです。このことをうけ、6月5日に臨時教育委員会議を招集し、協議を行い、この処分の決定を真摯に受け止め、検察審査会に対する審査、申し立ては行わないこととしたところであります。

●議長金子義彦君 10番紫藤政則議員

●10番紫藤政則議員 それぞれお答えをいただきました。何点か再質問させていただきたいと思っております。

新型コロナウイルスに関係することで、2点お尋ねいたします。

先ほど、雇用、就業状況につきまして、形態別な雇用者数の現状とデータをお示しいただきました。美唄もご多分に漏れず、従業員総数のうち約38.3パーセントが、いわゆる非正規という状況のデータが出たわけでありませう。しかし、これは5年前のデータでして、これはいかがかと率直に思います。ここに美唄市勤労基本調査報告書というのは、平成11年で古いんです。私の資料として手元にあります。美唄市は独自統計というのを行っていません。それから、適時適切な状況を把握する調査活動、これらも、私は不十分だと思っています。政策をうつ、政策を講じる、これはデータがなければできないわけでありまして、実態把握とあわせて、この機会に改めて自主統計をして、状況把握をタイムリーな把握に努めていくという事が必要でないかと思っております。これは、日常的な市民と接する中での情報もありますから、きちっとした統計が全てではないと思っております。ましてや、回収率の間

題もありますから、これはいろんな方法を講じなければなりません。基礎自治体として、国に物申すにしても、何にしても、暮らしの実態、雇用の実態、誰がどのような状況にいて、どんなことで悩んでいるかを把握することは、最も基礎自治体の役割の貴重なものだと、尊いものだと思っていますし、欠くべからずものだと思っています。そんな意味で、何かあれば、常にしわ寄せは弱いところにまいます。それが、日本の経済構造であり、雇用の状況であります。そこに寄り添うという視点でも、そういったデータの把握、そして、独自統計の実施、こういうものにお取り組みいただければと思います。これが一つで、取り組みについての、お考えを問うものであります。

次に、生活困窮者の問題であります。今のお答えでは、きめ細かな対応をなさっているということについては、感謝を申し上げたいと思います。社会福祉協議会で働く皆さんや、商工会議所の窓口で事業者と対応している皆さん方、役所以外でそういった方々のご苦勞もあわせて、感じたしだいあります。市が中心になりまして、連携をとりながら進めるということは当然であります。私は、もっと情報を積極的に生かしていくということが、欠かせないと思っています。国も二次補正が固まって、いま国会で決まるのかという状況になっております。次から次と、新たなメニューが出てきて率直に言って、整理ができかねるものもございまして、最も困っている人、明日の暮らしに困っている人に向けて、どうするかということでもあります。これは先ほど、生活保護業務や生活困窮者支援制

度の状況についてお話がありました。今次のコロナ禍によりまして、生活保護業務にあたっては、3月に国から事務連絡が出ておまして、いわば、保護の決定に当たっての決定要件、こういうものを緩和するようという、文書が来ていると承知をしています。具体的な内容はわかりませんが、手続きを早くやるということ、それと、なるべく時間がかからないように、保護の決定に至るような、そういう内容であったと思います。保護の補足率というのはご案内のとおり、20パーセントを切っていると、一般的に言われています。15パーセントの方もいらっしゃいます。本来、某支給対象になる方が受けられていない、これは文字どおり、敷居が高いわけでありまして。生活保護をどうぞどうぞということでPRはなかなかできないものですが、少なからず誤解がある、市民の偏見がある、こういうものを取り除かなきゃいけない。あわせて、今回のコロナ禍で、今までの補助するにあたっての条件が、緩和されましたよというもの、タイムリーに市民の皆さんにお示しする必要がありますのではないかと私は思うのです。じっと耐えていらっしゃる方がいると感じます。身近に生活を見ていて、そう感じます。是非、そんな対応をしていただければと思います。現在500人程度の保護の受給者がいらっしゃると思います。逐年、受給者は減少傾向にある、そして、高齢化が進みますから、高齢者の割合が高くなっている、こういう状況はあると思いますけれども、この保護制度も憲法に保障された保護制度であります。最低限の生活を送るための最後のセーフティネットでもありますから、この辺の取り組み

を是非、きめ細かにやっていただきたい、この事をお願いしたいと思います。お考えがあればお示しいただきたいと思います。

不起訴処分の関係であります。私は、議員に復帰いたしましてから、定例会全てで、この問題を取り上げていると記憶をしています。委員会でも、この問題を取り上げてきております。言っていることは、そう多くないんです。告訴を取り下げれということと、それと、損害を与えたというなら、損害分を取り返しなさいというお話をしてまいりました。そして、この告訴事件、指定管理者を取り巻く問題は根が深い、様々な風聞、これらもある。是非、新しい市教委のリーダーのもとに、市長のもとに、これらの内容の検証を、お願いをしたいという事を述べてきました。私は、今回の処分を受け止めて、改めてどういう経過で刑事告訴にいたったのか、それに思いをいたしたところであります。たまたま、刑事告訴にいたる教育委員会議の会議録、情報公開請求をした先輩がおりまして、その先輩のお話をお聞きいたしますと、この不正受給に対して告訴をする2018年の2月20日に行われました、教育委員会議でございますが、この内容を精査させていただきまして、感じたことはですね、告訴の重み、告訴によって、どういう被害、影響が出るのかということに対して、一切言及がないということであります。そして、告訴にあたっては、慎重な調査と検討、そして、非告訴人なる方には十分な弁明の機会、これらが欠くべからざることであります。当事者に対する調査は、たったの一時間、予告なしに作業をしている最中の一時間だけであり、私は、これらのずさんな調

査と、そして、この告訴に至る影響がどうなるかということに対する認識が全くない、そういう中での教育委員会議ではなかったかと、つぶさに中身を見て、そのように感じたしいです。あわせて、この会議では、市民会館の指定取り消しをするという行政処分についてまで議論をして、その方向の確認をしているわけであり、告訴の件と行政処分を抱き合わせているわけであります。これらの内容を見ますと、告訴ありきで走った、そして、告訴にいたる被害の状況、補助金の不正があったという内容に関しての、例えば、市民劇場と市民会館が別なのに、名前をかたってどうとやら、それから、市民劇場から市民文化協会にお金が流れたとやら、二重の領収書があったとやら、これらについては、問題にする告訴状に記載をしてあげる内容ではないと思っています。なぜ、そう言うかといいますと、市教委はこの文化協会に指定管理をお願いするにあたって、こんなことやってくださいという、そういった業務の概要を示しているわけです。概要の記載にあたってという文書がありまして、窓口の電話対応や、申込書について中にあるんですが、その中にですね、文化協会の育成支援業務、市民劇場の育成支援業務というのがあります。市民会館の指定管理者、これは施設管理でありましょうが、指定管理者がその文化団体の育成業務を行えという業務概要である。これは、実施事業を行えとか、そういう内容ではないわけであります。市教委の業務を、おしつめたと言ってもいいと思います。これら、文化劇場の業務は元々、市教委の業務であります。いわゆる、事務的な業務、そして、文化団体への様々な

お手伝い手助けも市教委の仕事である。これらを、指定管理者にやらせている訳であります。これは、契約の一つであります。私は、こういうことからして、文化協会と市民劇場とのそれぞれが、同じ担当者で、そして、良い仕事をしようとして今までやってきたコンサート等を継続しようという事で、補助金をどこからどのようにもらうかということを考えてやるのは、至極当然であり、二重の領収書というのは、そういうことであります。日本の文化、芸術振興基金財団ですが、ここは、文化協会でなければ、NPOという組織でなければ、補助金を受け付けない。しかし一方、市教委は市民団体が文化事業という立場で、市民劇場が望ましいということを使う。これをいちいち分けて、考え方を分けて、整理なんかできるわけがない。説明を聞けば、このことが告訴状案の一つなんて話には絶対ならん、内容をわかっていてこういうことをするんであれば、私は、虚偽告訴に該当するんではなかろうかと思うんです。罪です。これは、この情報公開で会議録を見て明らかになりました。そして、行政処分で指定を取り消すということを決めた、この何十分かの会議で十分な調査を行ったのか。これらもよく状況がわからない。こんな決め方がありますかと、率直に私は憤りを持って見ておりました。そこで、この不起訴処分に関して、ちまたでは、前向いて文化行政進めていこうよという方いらっしゃると思います。私は、済んだことをほじくるべきであると思うんです。なぜなら、二度と繰り返さないようにしなきゃいけない、すべてを明らかにしなきゃいけないと思うんです。先ほど、いわゆる不起訴処分の理由につ

いてお尋ねをしました。嫌疑不十分ということでもあります。全く白で、まるっきり濡れ衣という、これは補助対象外の経費が紛れ込んで、そして、補助申請をされていたという事実はあります。しかし、これは削れといえれば済むことです。でも、これを表に出せば、微罪であろうが告訴されていますから、調べて地検に捜査内容を送致しなければならないことになっているんです。私は、非常にこの問題に関しては指定を受ける内容ではない。ですから、次の新しい文化行政を担う、さらに文化団体で活動する方々が、安心して市教委を信頼し、美唄市を信頼して、活動ができるようにするためにも、内容、事実がどうだったのかという検証はすべきである。できれば、第三者委員会を設置してでも、やるべきだと思うのです。関係者がまだいるんですから、私はそのように思いますけれど、どんなふうにとめてらっしゃるか、お考えをお伺いしたいと思います。

それから、指定管理者手続、選定手続ですけど、これはさっき申し上げました、他にもあります。申請にあたってのプレゼンテーション、その前の書類審査があるんですけども審査内容を説明するのに選定委員さんが、所管業務として説明するんですよ。そして、その説明が終わったら、今度は選定委員としての役割を担う。こんなことはおかしいと思います。それと、いわゆる選定委員を仕切る選定委員長さんがナンバー2ですから、その下の方が部長さんですから、自由な議論なんてあり得ないんでないでしょうかと思うんです。こういうようなあり方がいいのか、過日の一般質問で、山崎議員もこのことを指摘なさっ

ていました。選定委員会のあり方について、一つ検討するという事が、必要ではなかろうか。今次の指定にあたっては、私はこの指定にあたって、手続きに瑕疵があると、瑕疵があれば、手続きは無効であると、こんな結論になるのではなかろうかと思うのです。この辺のお考えをお示しいただければと思います。

公文書の情報公開の問題につきましては、これは、行政処分裁判所で提供された訴状にはですね、行政、情報の個人情報保護と、情報の公開の条例違反だから、違法だから、処分を取り消せという訴えの内容なんです。私は、市長が変わって、このまちづくり基本条例の基本ということを踏まえて、市政を行うという考え方を実践されたと思います。私は、この最初の公開にですね、この処分は市民を愚弄していると思います。私は一市民です。許せないと、あけて見て出てきた内容、これの何が秘密にしなければならないのかという事であります。この部分ですね、違法であれば違法であると、そこまで言いづらいかもしれませんが、再度お考えを聞きたいと思います。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君 紫藤議員の質問にお答えいたします。

はじめに、雇用、就業状況などの統計調査の把握についてであります。現在、ふるさとハローワーク等の業務を通じて、適時データをいただいている他、国の統計調査の活用や、商工会議所などの関係機関とも連携しながら、状況の把握に努めているところでありますが、データのさらなる分析や、個別事業所の実態把握に今後とも努めてまいりたいと考えてお

ります。また、労働基本調査につきましては、平成17年度まで、3年ごとに商工会議所との共同により実施した経過ございますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響なども踏まえて、今後の調査のあり方を会議所などとも協議を行いながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、生活困窮者の発見や支援の方法についてであります。市からの情報発信につきましては、生活困窮者の自立支援制度は年1回、広報メロディーに制度と相談窓口の紹介を掲載している他、市ホームページでも、自立支援や生活保護に関する記事を掲載し、市民の皆様への周知を図っているところであります。また、自立相談支援の委託事業者において、生活相談員による窓口相談を毎月1回、第3水曜日にふるさとハローワークで実施している他、フリーダイヤルによる電話相談も行っておりまして、こうした生活相談を周知するチラシを市内の金融機関やスーパー、コンビニなどに配付し、気軽にご相談いただきますよう、努めているところでございます。さらに、地域の民生児童委員の皆様の情報から支援につながっている例もあることから、民生児童委員の皆様への制度の説明と、情報提供の協力も求めることで、身近なところから、早期支援につなげて、課題の解消と生活再建の推進に、より一層努めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、生活に関わる関係部署や関係団体、関係機関とも連携し、生活困窮者の早期発見、早期支援につなげるとともに、生活保護を必要とする方については、保護の原則に基づき、申請を促がすとともに、速やかな決定を心がけ、生活

基盤の充実に向けた適正な支援に努めてまいります。私としましても、少子高齢化、人口減少とともに、格差という問題が非常に大きな地域課題として考えているところございまして、こういった点から、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市民会館・公民館の指定管理者候補の選定手続きについてであります。当時の収支計画に関する項目の採点につきましては、選定委員会の中で協議を行って決断したものでございます。その後、審査・選定基準につきましては、令和元年11月27日の選定委員会において、採点も含め、必要な見直しを行ったところでございます。今後におきましても、公平性や透明性などの点に十分留意しながら、説明責任をしっかりと果たしてまいりたい、このように考えております。

次に、公文書の一部公開決定の取り消し処分についてであります。昨年11月に公文書の一部公開決定取り消し請求事件の訴状の送達を受け、当初の公開決定について、内容を検討した結果、さらに公開できるものがある、このように判断したことから、当初の行政処分を取り消し、改めて、情報の公開を決定したものであります。

次に、意見陳述についてであります。不服申立人等から、申し立てがあった時には当該不服申立人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとの、基本的な位置づけが必要だと考えておきまして、今後、条例の見直しを行い、必要な改正を行ってまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 教育長。

●教育長天野政俊君 紫藤議員の質問にお答

えいたします。

不起訴処分についてであります。私は、今回の不起訴処分の通知を受け、教育委員会内での十分な議論がなされたのか、告訴の判断にいたる以前に別の解決方法がなかったのかなど、課題があったものと考えているところであります。この為、今後、教育委員会議を開催し、これらの課題について十分協議、検討してまいります。いずれにいたしましても、今後、二度とこのようなことを起こさないよう、法令、条例、規則に基づき慎重な判断を行ってまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 10番紫藤政則議員。

●10番紫藤政則議員 私は、美唄市の政権交代になってからですね、非常に質問もやりづらいです。いわば、行政を継続しておりますから、前市長で行われた様々な負の面、プラスの面、こういうものをみんな引き継いで、それを一身に受けなければならない、これは、宿命であります。教育長も市長もそうなのです。起こりえないことが起きたという認識は、一定程度、一致しているのではないかと、動きを見ましても、ただいまのご答弁を聞きましても思います。ただ、このことはやはり会議をするにしても、しっかりと正しい検証をされた情報でなければですね、私も全てが自分の目で見て確認をしたものではないものも一部あります。なるべく、客観的に見てこの問題を対応しようとして、努力はしてきたわけです。随分時間がかかりました。しかしですね、常に、このことによる影響をどうという人が受けたか。この捜査一つですね、参考人や関係者を調べるのは、大変な数です。そして、調べた調書はおそらく分厚いものに

なるのではないのでしょうか。こういう作業をさせてといいますか、こんなことがなんで起きたのか、何のためにそんなことが起きたのか。これをですね、しっかりと総括しなければならないと思います。謝って済む問題でないと、教育長に申し訳ないこといいましたけど、やはり、そのこと抜きに前に進まないと思うんです。職員が伸び伸びと仕事ができるように、上司の目を気にして、上司の言うことを聞かなければ、忖度をしているような、そういう職員が多いとね、いい仕事なんかできるわけない。伸び伸びとした環境を作るのは、やはり任命権者なんですよね。そういう意味で、繰り返しになりますけれども、新たなスタートをする上でも、しっかりした検証が必要です。重ねてご要望申し上げまして、発言を終わりたいと思います。

●議長金子義彦君 次に移ります。

1 番伊藤真久議員。

●1 番伊藤真久議員（登壇） 令和2年第2回定例会にあたり、大綱1点、新型コロナウイルス感染症対策と影響について、市長に質問をいたします。

まず、これから暑くなる夏に向けて、新しい生活様式と熱中症について、お伺いします。

連日、暖かい日が続く今日において、テレビのニュースやインターネットでも、新しい生活様式を取り入れながら、熱中症対策は、大変話題となっているところであります。厚生労働省によれば、平成30年の熱中症での死亡者数は1,581人と発表されております。そして、残念ながら亡くなられた方の81.5パーセントが65歳以上の高齢者であります。このことから、高齢者が多い本市において、夏

場における熱中症対策の重要性は、ご理解いただけるものと思います。感染予防に有効なマスクの着用についてですが、夏が近づき、気温が上がるこれからの季節は、熱中症のリスクを高める恐れがあります。それだけでなく、マスクの着用によって、心拍数や呼吸数の上昇など、身体的な負担もかかってきます。本市において、熱中症予防等のために、夏場のマスクの着用に関してさまざまな手段を講じて、注意喚起が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、市民への新しい生活様式下での熱中症対策とその周知についてですが、国は5月4日に、今後の日常生活の中で取り入れるべき実践例として、新しい生活様式を発表しました。その中で、一人一人の基本的感染対策として、遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ、外出時、屋内にいる時や会話をする時は、症状がなくてもマスクを着用するなど、具体例が示されております。さらに、厚生労働省は熱中症問題について、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式における熱中症予防という、ガイドラインを出していると承知しております。その中で、熱中症対策について様々な留意点が示されており、マスクの着脱についても触れられております。今現在、マスクの着脱については、大変気の使うところであり、周囲の目を気にして、行動している人がほとんどであると私は考えております。しかし、世の中には、そんな周囲の目を全く気にしない人がいるのも事実であります。世間には、コロナの再流行に神経を尖らせている人が多数おり、また逆の人もいます。そういった意識の差から、他人を批判したり、噂

が噂を呼び、言われもないバッシングを受けると言った、いさかいのリスクというのは今後も続いていく可能性がある、私は考えております。今後、暑い日に外を出歩かなくてはいけない時に、どのようにマスクを外して歩くかということが、一般市民にとっての課題となってくるかもしれません。こうしたことから、熱中症のリスクやマスクの着脱について、子供や高齢者、障害をお持ちの方など、市民へ周知することが、必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、新型コロナウイルス感染症によって、中止となった、行事イベントの事業費の運用について伺います。新型コロナウイルス感染症を防ぐため、全国各地で行事、イベントを中止する動きが見られます。本市においても、既に中止している、あるいは、中止が決定している行事が多く見られますが、これら中止した催しの事業費については、別のイベントなどに振り替えて、実施するのか伺います。

また、毎年美唄観光物産協会が実施している本市の3大イベントのうち、「さくらまつり」は中止となり、「歌舞裸まつり」も中止が決定されたと聞いております。これらのイベントは、市内外からも多くの観光客が訪れることから、本市にもたらす、経済効果も大きいと考えております。それだけでなく、ちまたでは民間においても、さまざまな行事やイベントが中止となっております。市民にとって楽しみがなくなるだけではなく、そのイベントや行事に参加することに夢や希望をもって生活していた人も少なくなかったと思います。全国に目を向ければ、例えば高校野球では、新型コロナウイルス感染症の影響で、中

止となった春の選抜高校野球大会出場予定だった32校を8月に阪神甲子園球場に招き、交流戦を行うことが発表され、他にも、地方独自の大会の開催も決まるなど、中止となった行事やイベントの救済案がいたるところで、議論され始めています。本市においても、まず感染防止対策、生活支援、経済支援など、最優先であることは明白です。その上でこの先の未来を考えた時に、市民が希望を持てる未来を考える必要があると思います。市民が楽しみにしていた、中止になった行事やイベント等の救済案として、代替イベントなどを検討しているのか伺います。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君（登壇） 伊藤議員の質問に答えします。

夏に向けて、新しい生活様式等と熱中症についてであります。はじめに、夏場のマスク着用に関する注意喚起につきましては、5月26日に環境省及び厚生労働省から、令和2年度の熱中症予防行動について、周知依頼があり、新しい生活様式における熱中症予防行動につきまして、屋外で人と十分な距離を確保できる場合はマスクを外す。マスクの着用の際には喉が渇いていなくても十分な水分補給をするなどの、留意点が示されたところがあります。また、環境省では、熱中症のかかりやすさを示す、「暑さ指数」を市町村ごとに公表されているなどについて、周知も行っていただいております。市といたしましては、マスク着用による熱中症と併せて、高齢者に多い自宅での熱中症について、こまめな水分補給や、室内の十分な換気などにつきまして、注意喚起をしっかりと行ってまいりた

いと考えております。なお、こうした内容につきましては、国から提供されました「熱中症予防行動」のチラシを市ホームページに掲載している他、今後、広報紙メロディーやテレビのデータ放送などの媒体を通じて、市民の皆様へ啓発してまいりたいと考えております。

また、地域で町内会や老人クラブ等を対象とした健康教育におきましても、市民の皆さんに直接お伝えし、熱中症の予防にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

次に、中止となった行事・イベントについてであります。現在、中止が決定しております主な行事を申し上げますと、「さくらまつり」、「歌舞裸まつり」及び市主催の「福祉スポーツ大会」となっております。このうち、市主催の「福祉スポーツ大会」につきましては、金額にしまして、64万9,000円が予算計上されており、中止により、未執行となる予定でございます。なお、「さくらまつり」及び「歌舞裸まつり」の代替イベントについてでございますが、市民の非常に楽しみされていると思っておりますけれども、今般の新型コロナ感染症によりまして、これらのことについては、観光物産協会より、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しがたった段階において、検討されることとなっております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

9番本郷幸治議員。

●9番本郷幸治議員（登壇） 令和2年第2回市議会定例会にあたり、大綱2点、市長並びに教育長にお伺いします。

大綱の1点目は、防災行政について、現在、新型コロナウイルスが蔓延して、未だ収束に

いたっていない状況を踏まえると、特に、大規模災害が発生した場合における、避難所の新型コロナウイルスの感染症対策が急務であります。

そこで、北海道版避難所マニュアルの改正に合わせて、美唄市避難所開設運営マニュアルの基本的な考え方、内容について市長に何点かお伺いします。

その1つ目として、避難所における3密を避ける感染症対策について。2つ目として、避難所を分散させるため、可能な限り多くの避難所を開設する必要があると思っておりますが、具体的にどのような方法を考えているのか、3つ目として、感染症防止の観点から従来の備蓄品に加え、ダンボールベッドやパーティション、マスク、消毒液、体温計などを備蓄する考え方について。4つ目として、避難所運営マニュアルの更新にあたり、女性や子育て世帯の意見などを取り入れることについて。以上、お聞きしました内容等を検討した更新版、防災ガイドブックの作成時期と市民周知について、どう考えておられるのかお伺いします。

大綱の2点目は、教育行政について教育長にお伺いします。はじめに、学校再開における大切な子供の心のケアについて、新型コロナウイルスの沈静化を受けて、本市でも6月1日より全小中学校が再開されました。長い巣ごもり生活から開放された子ども達は、ようやく新学期のスタートを切ることになりましたが、感染予防の3密対策と学習の遅れを取り戻すことに追われがちな現場では、子供の心のケアに対する重要度が増しているのではないのでしょうか。そこで、学校における子

どもの心のケアの対応について、具体的な対策をどのように講じていくのか、お伺いします。

次に、移動図書館車についてお伺いします。本市の図書館は、さまざまな議会議論を経て、平成30年度から指定管理者制度に移行し、指定管理者による宅配サービスや予約サービス、また、従前より実施しております移動図書館など、様々なサービスを実施しております。そこで、移動図書館について何点かお伺いします。はじめに毎月幼稚園、学校、福祉施設など、具体的にどこに巡回しているのか。また、過去3年間巡回している年度ごとの利用者数、及び貸し出し冊数はどのようになっているのか。また、移動図書館車を購入して、既に18年が経過しておりますが、昨年12月に車検を受けたと聞いております。その時に何の問題なく車検が通ったのか。もし何か課題があったならば、詳しい状況をお聞かせください。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君（登壇） 本郷議員の質問にお答えします。

新型コロナウイルスの感染症に対応できる避難所運営マニュアルの基本的な考え方、内容についてであります。現在、北海道版避難所マニュアルの改正に伴い、本市の避難所マニュアルの必要な見直しを行っており、その主な変更内容につきましては、衛生物資の備蓄、避難所の増設、避難者やスタッフの健康管理、避難所の衛生管理などの項目を新たに加えようとしているものでございます。

次に、避難所の開設につきましては、通常

所の開設を図ることや、ホテルや旅館等の活用、避難者に対しまして、可能な場合には、親戚や友人の家への避難を検討していただくなどの、対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、衛生用品の備蓄につきましては、現在ある段ボールベットなどに加え、本年3月の補正予算により、衛生物資、マスクや消毒液、非接触式体温計などを購入したところであり、さらに必要な物資の確保に努めてまいります。

次に、避難所開設・運営マニュアルの見直しにあたりましては、女性の視点や子育て世帯などのニーズに配慮した環境が求められていることから、子育て支援センターを利用されている子育て世帯の皆さんや、市の女性職員等の意見も十分伺いながら、見直しを行って参ります。

次に、防災ガイドブックにつきましては、今年度中に市民の皆さんに、配布してまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 教育長。

●教育長天野政俊君（登壇） 本郷議員の質問にお答えいたします。

はじめに、学校再開において大切な子供の心のケアについてであります。これまで、児童生徒は長期にわたり学校生活から離れていることや、進級進学に伴う教育環境、友人関係の変化をもとより、感染症拡大に伴うさまざまな不安やストレスを抱えている他、児童生徒の中には感染症への不安や恐れを抱いている場合もあるものとする。一人一人に応じた、心のケアに努めることが重要であると考えております。このため、教育委員会と

いたしましては、学校に対し、児童生徒をきめ細かく見守り、小さなサインを見逃すことなく、適切に心のケアをするよう周知したところであり、また、北海道教育委員会から派遣していただいている2名のスクールカウンセラーや、本市教育委員会に配置しているスクールソーシャルワーカーによる教育相談などの積極的な活用について、お願いしたところでございます。また、児童生徒や保護者に対しましては、学校を通じて、北海道教育委員会で設置する24時間無料で電話相談ができる、子供相談支援センターの活用や、本市教育委員会内に設置する子どもテレフォン相談の活用について、周知していただいているところでもあります。

この度の新型コロナウイルス感染症に伴う、長期にわたる学校の臨時休業については、通常の長期休業とは異なることから、教職員の皆さんには自身の健康管理はもとより、これまで以上に児童生徒の状況把握に努めていただき、教育委員会といたしましても、いつでも迅速に相談できる体制を整え、児童生徒の心の健康問題に適切に対応してまいります。

次に、移動図書館車についてでございますが、本車両は、平成13年に導入し、18年以上使用しているところであります。巡回場所につきましては、進徳団地、峰延駅前、南美唄小学校、東光団地、中央小学校、あかしや幼稚園、ゆたか会館、障害者支援施設パシオ、東小学校、有為団地、恵風園、美唄養護学校の12カ所となっております。

次に、過去3年間の利用者数及び貸し出し冊数につきましては、平成29年度では、2,073人、5,254冊、平成30年度では、2,145人、

5,352冊、平成31年度では、2,295人、5,500冊となっております。

次に、昨年12月の車検時の車両の状況につきましては、業者の点検作業の中で、フレームの腐食や後輪サスペンションの取り付け部の劣化などが報告されているところであり、今後、劣化が進行し、破損した場合は、修理不可能であると伺っているところです。このことから、移動図書館車については検討を行い、更新をしない場合は、配本事業の拡充や代替事業なども含め、指定管理者と協議、検討してまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

3番齋藤久美夫議員

●3番齋藤久美夫議員（登壇） 新型コロナウイルスで感染下において、北海道は先月25日に緊急事態宣言が解除となりました。また、今月1日からは一部続いていた休業要請も全面解除となり、社会経済活動は少しずつ日常に戻っていくことになりそうではありますが、一方では、依然として感染者の多い札幌と他地域との往来の自粛の要請などはまだ継続しており、道内版の新しい生活様式、「新北海道スタイル」の実施が課題となっております。

コロナ禍の状況の中で、令和2年第2回定例会にあたり、大綱1点、防災行政についてお伺いいたします。その中でも2点、伺います。

1つ目は、令和元年第4回定例会でお聞きいたしました、本市の防災ガイドマップの作成の現状についてであります。そして2つ目は、新型コロナウイルス感染が続くことを念頭に、道の避難所開設マニュアルの改正に伴う、大規模時の感染症対策についてお聞きい

たします。

まず、1つ目の防災ガイドマップ作成の現状について、2項目お聞きいたします。昨年の第4回定例会の一般質問で、道が管理する市内の中小河川15のうちの市街地に影響を及ぼす、美唄川と新川の2つは、美唄川が令和元年度、新川が令和2年度に河川調査が終了し、国と道が管理する河川を合わせて、美唄市洪水ハザードマップを掲載した防災ガイドマップを作成し、市民に配付するとの答弁でございましたが、そこで、このコロナ禍の状況下に道の河川調査は現在どこまで進んでいるのか。その進捗状況と、それによる市の防災ガイドマップの作成配付への影響があるのかないのか。また、影響があるとすれば、市はガイドマップを配付するまでの処置対策として、何かをするのか又はしないのか、この2項目についてお聞きいたします。

次に2つ目、道の新たな避難所開設マニュアルの改正に伴う、大規模災害時の感染症対策について、これも2項目お聞きいたします。平成28年7月に市町村の取り組みの一助となるよう、道は避難所運営等の基本手順をひな形として示した、北海道避難マニュアルを作成し、本市も平成29年3月に避難所開設運営マニュアルを改正したようですが、道はさらに、今年の5月には平成30年北海道胆振東部地震検証委員会からの提言と、厳冬期における避難所運営訓練の成果、及び今回の新型コロナウイルス感染を契機にこれを含む、感染症対策を加えて、北海道避難所マニュアルを改正いたしました。その改正のポイントは、胆振東部地震の検証委員会の提言では、避難者台帳、名簿の速やかな作成、車中

泊の避難者への対応、被害者への健康面に配慮した食事の提供、医療、宅配業者への対応、そして、福祉避難所の設置であり、厳冬期訓練の成果では、積雪寒冷地の備蓄品、災害食、暖房についてであり、そして、新型コロナウイルスを含む感染症対策では、必要物資の備蓄、避難者自ら持参することが望ましいもの、避難所開設、避難者等の健康管理、避難所の衛生管理、発症時等の対応についてでありました。そこで、胆振東部地震の提言、及び厳冬期訓練の成果のポイントにつきましては、道の新しいマニュアルでは、これまでのマニュアルの記述内容の一部変更、または、より具体的な内容の記述となっておりましたので、これをもとに、本市のマニュアルも市の特性を把握し、より具体的なマニュアル作成が可能と思いますが、新型コロナウイルス感染症対策については、この項目は、これまでの道の避難所のマニュアルにはなかった項目であり、また、本市の現在のマニュアルには、避難所の運営上の安定期、これは避難所開設から2週間目以降について、衛生班の業務の中に、集団生活の長期化による感染症の蔓延などに対応するため、保健所と連携しながら各種衛生管理を行うとあり、さらに、避難所の運営委員会の各般の業務催促の中で、救護班の業務催促に怪我や病気の避難者の把握ということで、感染症の蔓延など緊急の対応に備えろとし、並びに衛生班の業務催促には、防疫に対する対応として、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症の蔓延などを防止する為にうがい、手洗いの励行、そして消毒液の配置等をあげておりますが、いずれも、通常災害における避難中での感染症発生防止の

衛生管理上の処置について、あげているだけでありますので、道の新しいマニュアルを参考に、感染症対策については、本市のマニュアルも検討が必要であると思いますが、いかにお考えかお聞きいたします。また、新しい道のマニュアルには、必要物資等についても、具体例を挙げております。本市も4月30日の第1回臨時会の補正予算で、地域防災事業として新型コロナウイルスで感染症に対する、各種公共施設等における対応の為に、備蓄用としてマスクや防具等の予算を承認しましたが、今後につきましては、避難所用としての感染症対策用品の備蓄を計画するのか、しないのか、今後の備蓄の考え方と、現在の衛生用品等の備蓄状況についてお聞きいたします。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君（登壇） 斎藤議員の質問にお答えします。

美唄市の防災ガイドマップの作成の現状についてであります。はじめに、北海道による河川調査の進捗状況につきましては、美唄川については、洪水浸水想定区域の調査が終了し、また、新川については、本年度中に調査が完了する見込みであり、いずれも新型コロナウイルス感染症による作業の遅れはないものと伺っております。

次に、美唄市防災ガイドマップにつきましては、国と北海道の洪水浸水想定区域をもとに、美唄市洪水ハザードマップを更新するとともに、避難に関する情報など、内容の見直しを行い、予定どおり今年度中に作成し、市民の皆さんのお手元に配付する予定でございます。

次に、北海道の避難所開設マニュアルの改

正に伴う、大規模災害時の感染症対策についてであります。本市のマニュアルにつきましては、北海道版避難所マニュアルの改正を踏まえ、衛生物資の備蓄、避難所の増設、避難者やスタッフの健康管理、避難所の衛生管理などの項目について、見直しを行ってまいります。

次に、物資の備蓄につきましては、現在、感染症対策用品を含め、備蓄計画を見直し中であります。

次に、6月1日現在の備蓄状況につきましては、本年3月、補正予算により購入したものと、市内外の個人や法人からの寄贈いただいたものを含めまして、主なものを申し上げますと、マスク3万9,200枚、N95医療用マスク600枚、アルコール消毒液307リットル、フェイスシールド480枚、防護服364セットなどとなっております。今後につきましては、計画に基づき、必要な物資の確保に努めてまいります。

●議長金子義彦君 3番斎藤久美夫議員。

●3番斎藤久美夫議員 自席から市長に1点、再質問させていただきますが、まず、当初3点お話ししますが、これにつきましては要望事項でありますので答弁は結構であります。何かご回答があればお聞かせ願います。

まず1点目は、市の防災ガイドマップ作成については、河川調査もコロナ禍の影響もなく、進められているようでありますので、また、ガイドブックも避難情報に関する情報内容、この見直しを行うという答弁がありましたので、引き続き計画に基づき、作成、配付できるよう要望いたします。

また、2点目につきましては、避難所開設

マニュアルについてであります、マニュアル改正といっても、道の新しいマニュアルの感染症対策、これは用いて済むものではありませんので、市の実情及び地域の特性を考慮して、机上の空論とならないよう、作成後は実地検証との関連を固めて、完成させていただきたいと要望するものであります、しかしながら現時点でも道内では、札幌を中心に石狩地区等々で、毎日3人から10人のコロナウイルス感染者が発生し、本市以外の空知管内でも、ここ数日は感染者が発生しているという状況であり、その収束時期も年内から1年または2年後とも言われております。しかも、近年の統計では6月から例年では7月以降となれば、極端に降雨量が増加する時期でもあり、大規模水害発生の大危険度も増してまいりますので、スピード感を持ってなどどういものではなく、努めて速やかにマニュアル改正を望むものであります。

さらに3点目は、災害における機材等の備蓄についてであります。現在、市は美唄市防災備蓄計画に基づき、備蓄を実施しておりますし、また、感染症対策用品についても、備蓄計画を策定中とありましたので、これらも、必要資材として計画的な備蓄実施についても、重ねて強く要望をいたします。以上3点につきましては、なにか回答がありましたらお聞かせ願います。

最後に1点は、避難所の開設と避難所の衛生管理に関わることについてであります。これも道の新しいマニュアルでは、避難所は収容人員数を考慮し、指定避難所以外の避難所の開設など、通常の大災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホ

テルや旅館の活用も検討するとあります。確かに、本市のマニュアルには避難者一人あたりの居住スペースは3平方メートルを基準としております。そして、通路は車いすが通れように80センチ確保するとありますが、道の新しいマニュアルには、感染症対策として、人との間隔はできるだけ2メートル、最低でも1メートルあけることが望ましいとあります。そこで一例として、美唄市の地区別避難施設に指定されている総合体育館では、居住スペースとしてメインアリーナ、サブアリーナ、格技室、トレーニング室等で2,807平方メートルあり、そして収容人員は1,000名としております。これで、1名あたりの居住スペースは約2.8平方メートルであります、これに道の新しいマニュアルでいう感染症対策としての人の感覚を最低1メートルとすると、1,000名収容だった総合体育館が393名、約400名の収容人員となり、約6割減少、さらに2メートル間隔とすると収容人員が208名、なんと8割の減少をいたします。これは、あくまでも数字上の話ではありますけども、他の避難所施設でも、現在予定の収容人員が30名から50名の施設もあり、これらの施設が6割減では、その収容人員が10名から20名の収容能力となってしまいます。そこで感染症含む、複合的大災害が発生した場合、現在の各避難所の収容予定人員は収容仕切れなくなりますが、これら避難所の開設、先ほど増設とありましたが、この開設運営を改めてどのようにするか、お聞きいたします。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君 齋藤議員の質問にお答えします。

避難所の開設、運営についてであります。
はじめに、速やかに避難所開設運営マニュアルについては、改正に向けて取り組んでまいりたいと考えております。それから、避難所を開設する場合、通常災害発生時よりも可能な限り、避難所の増設を図ることや、ホテルや旅館等の活用、避難所、避難者に対して、可能な場合には、親戚や友人の家への避難を検討していただくなどの、対応を行ってまいりたいと考えております。

また、運営にあたりましては受付時や避難生活終了後、保健師等による定期的な巡回等により、避難者の健康管理を行うとともに、人と人の感覚を確保するため、パーテーションや段ボールベット等を使用することによる十分なスペースの確保、定期的な換気の実施、それから、家庭用洗剤や消毒液を用いた清掃や消毒といったものを行うことに、新型コロナウイルス感染症対策に向けて、避難所の衛生環境を確保してまいりたいと考えております。あわせて、感染症対策も含め、避難所の訓練と申しますか、そういったものについても今後、充分検討してまいりたいと思います。

●議長金子義彦君 以上で一般質問を終わります。

これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 0 時 0 3 分 散会

